

令和元年12月4日

届出済行政書士各位

日本行政書士会連合会  
申請取次行政書士管理委員会

在留諸申請を取り次いだ行政書士とは別の届出済行政書士により在留カード等を受領する際の各地方出入国在留管理局等への依頼書提出について(お願い)

現在、届出済行政書士が各地方出入国在留管理局、管内支局及び出張所(以下、「各地方入管局等」という。)において、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格取得許可申請、永住許可申請、資格外活動許可申請又は就労資格証明書交付申請書を取り次ぎ、これに対し発行された在留カード、資格外活動許可書又は就労資格証明書を、当該申請を取り次いだ方と異なる届出済行政書士が受領することが可能となっています。

また、これらの申請を申請人自身が行い、当該申請に係る許可等を届出済行政書士が代わりに受領することもできます。

いずれの場合でも、依頼書(別記参考様式2)に依頼者、各種許可申請等における申請番号、取次者欄に必要事項を記入し、申請人の意思を確認するため、必ず依頼者本人に自筆で署名してもらったうえで、当該依頼書を在留カード等受領時に各地方入管局等に提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、当内容は、入国・在留審査要領第2編第3章第5節第2「届出済みの弁護士等の申請の範囲」の在留カードの受領(注)として「在留カードの受領のみを取り次いで行うことも可能であり、その場合、依頼者の署名がされた依頼書(別記参考様式2)を提出させる。」と明記されております。依頼書(別記参考様式2)については、同要領第2編第4章の様式に案内があります。併せてご確認ください。

入国・在留審査要領第2編

<https://www.gyosei.or.jp/sns/modules/file/5d64c40620f53ae26e4058d7>